# 介護支援専門員実務研修3日目

# 第10章

ケアマネジメントに必要な 医療との連携及び 多職種協働の意義 P629~

## 目的 P629

医療との連携や多職種協働の意義を踏まえ、具体的な連携の場面で必要となる基本的な知識や連携の手法を修得する。

# 修得目標 P631

- ①医療との連携の意義と目的について説明できる。
- ②医療機関や医療職からの情報収集及び提供の方法 及び内容について説明できる。
- ③地域の在宅医療・介護の連携を促進する仕組みに ついて説明できる。
- 4多職種協働の意義について説明できる。
- ⑤多職種間で情報を共有することの重要性について説 明できる。
- ⑥多職種協働において個人情報を取り扱う上で利用者とその家族の同意の必要性について説明できる。

# 10章のポイント

- ・ 介護と医療、予防の一体的な提供の必要 性を理解する
- 多職種協働の意義を理解する
- 介護支援専門員に求められる役割を知る
- 個人情報の取り扱い

## 平成30年度介護報酬改定の概要

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成30年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。

平成30年度介護報酬改定

改定率: +0.54%

### I 地域包括ケアシステムの推進

■ 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

#### 【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 図知症の人への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

### Ⅲ 多様な人材の確保と生産性の向上

■ 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種 基準の緩和等を通じた効率化を推進

#### 【主な事項】

- 〇 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の 見直し

### Ⅱ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

■ 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

### 【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- 〇 リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立 支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への 支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

### IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

### 【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度 基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

1

## 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

### 1. 感染症や災害への対応力強化

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

〇石頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

感染症対策の強化・業務継続に向けた取組の強化・災害への地域と連携した対応の化・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

### 2. 地域包括ケアシステムの推進

- ■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要な
- サービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進
- ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- ·認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ
- ○看取りへの対応の充実 · ガイドラインの取組推進 · 施股等における評価の充実
- ○医療と介護の連携の推進 ・老健施設の医療ニーズへの対応強化
  - 長期入院患者の介護医療院での受入れ推進
- 〇在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
- ・訪問看護や訪問入浴の充実・緊急時の宿泊対応の充実・個室ユニットの定員上限の明確化
- 〇ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 事務の効率化による運滅制の緩和・医療機関との情報連携強化・介護予防支援の充実
- ○地域の特性に応じたサービスの確保・過疎地域等への対応(地方分権提案)

### 4. 介護人材の確保・介護現場の革

- ■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応
- 〇介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
- 特定飢遇改善加算の介護職員間の配分ルールの季軟化による取得促進
- ・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
- サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
- 人員配置基準における両立支援への配慮・ハラスメント対策の強化
- ○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた 業務効率化・業務負担軽減の推進
- 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
- 会議や多職種連携におけるICTの活用
- 特養の併設の場合の養務等の緩和・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和
- ○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進 ・署名・押印の見直し・電磁的記録による保存等・運営規程の掲示の素軟化

### 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、 科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進
- 〇リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- 計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
- ・リハビリテーションマネジメントの強化・退院退所直後のリハの充実
- 通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
- 通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
- ・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生管理や栄養マネジメントの強化
- 〇介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ADL維持等加算の拡充
- 〇寒たきり防止等、重度化防止の取組の推進
  - 施設での日中生活支援の評価・福癒マネジメント、排せつ支援の強化

### 5. 制度の安定性・持続可能性の確保

- ■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る
- ○評価の適正化・重点化
- ・反公支給限度基準額の計算方法の一転目直1、計即要減のロハの関係。提供問款等の目書1
- 長期間利用の介護予防リハの評価の見直し・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
- 介護療養型医療施設の基本報酬の見直し・介護職員処遇改善加算(IV)(V)の廃止
- 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアブランの検証
- 〇報酬体系の簡素化
  - 月額報酬化(療養通所介護)・加算の整理統合(リハ、口腔、栄養等)

### 6. その他の事項

- 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- 高齢者虐待防止の推進・基準費用額(食費)の見直し

## 令和2年度診療報酬改定の概要

## 区療従事者の負担軽減、医師等の 働き方改革の推進

- 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療 提供体制等の評価
- 医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の 評価
- タスク・シェアリング/タスク・シフティングのためのチーム医療等の推進
- 4. 業務の効率化に資するICTの利活用の推進

## エ 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

- 1. かかりつけ機能の評価
- 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化
- 4. 重症化予防の取組の推進
- 5. 治療と仕事の両立に資する取組の推進
- 6. アウトカムにも着目した評価の推進
- 7. 重点的な対応が求められる分野の適切な評価
- 8. 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーション等の新た な技術を含む先進的な医療技術の適切な評価と着実な導入
- 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活 の質に配慮した歯科医療の推進
- 10. 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤業務の評価
- 11. 医療におけるICTの利活用

## Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と 地域包括ケアシステムの推進

- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 2. 外来医療の機能分化
- 3. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価
- 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進

### N 効率化・過正化を通じた制度の 安定性・持続可能性の向上

- 1. 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- 2. 費用対効果評価制度の活用
- 市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- 4. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(再 掲)
- 5.外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進
- 5. 医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による 医薬品の適正使用の推進
- 7. 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価

1 高齢化の進行に伴う社会背景の進化 P632

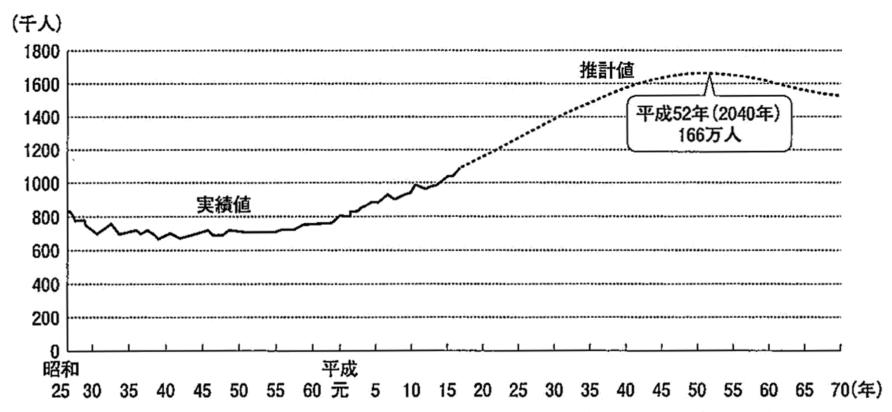
(1)医療との連携が不可欠

(2)高齢・多死社会に向けて

## 高齢化の進行に伴う社会背景の変化

- ・高齢化の進行による高齢者の増加に伴い、独居高齢者や 高齢者世帯、老老介護の増加
- 高齢者人口の増加、医療費適正化政策で入院期間(入院日数)の短期化
- ・寝たきり状態での高齢者、認知症高齢者、がん患者の増加 →医療依存度が高い在宅療養者の増加。
- 医療機関で死亡する人の割合は約70%
  - ⇒在宅・施設で看取りを希望する人の割合は約60%
- ※ 厚生労働省「平成28年人口動態統計」 岡山県「県民満足度調査令和元年度」 引用
- ・病床の機能分化・地域包括ケアシステムの推進 (R2年度診療報酬改定)
- •他

図10-1-2 死亡数の年次推移



資料: 平成26年まで「人口動態統計」厚生労働省大臣官房統計情報部、平成27年以降「日本の将来推計人口(平成24年1月推計、出生中位・死亡中位)」国立社会保障・人口問題研究所

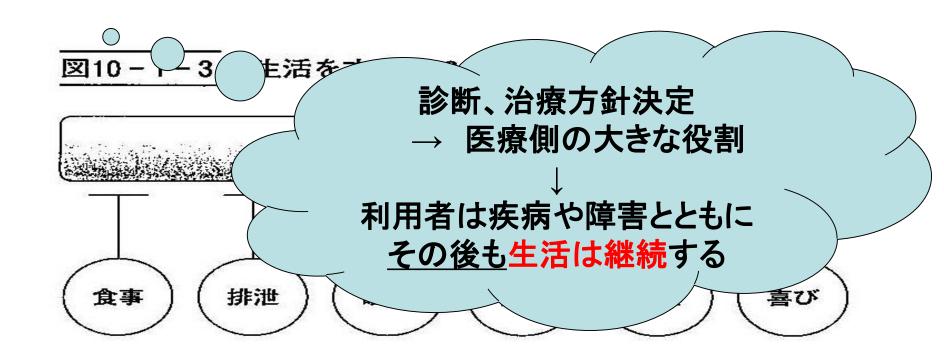
- 2 医療専門職にとっての医療介護連携の意義
- (1)生活状況把握の難しさ

P633

- → 生活情報を伝える
- (2)生活の変化に気づく介護職
  - → 本人・家族・環境などの変化を把握する
- (3)介護支援専門員が情報を継続的に収集する
  - → 利用者の生活変化のモニタリング機能
- (4)利用者・家族が医療専門職に言いづらいとき
  - → 代弁機能・自己決定のプロセス、支援

3 介護職にとっての医療介護連携の意義 P634

(1)生活を支える六つの視点に着目する



- 3 介護職にとっての医療介護連携の意義
- (2)医師は生活への影響も含め判断 P635

医療介護連携において医療が果たすべき重要な役割

⇒今後の経過を予測し利用者、家族に示す。

生活上の留意点・今後の経過・期待されるリハビリテー

ションの効果・予測される変化やリスクなど

⇒どのような生活を送れば良いかが分る。

- 3 介護職にとっての医療介護連携の意義
- (3) 状況に即した介護の提供 P635

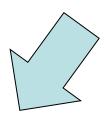
- ・医療的判断をケアプランへ反映させる
- 医療情報を介護職へ伝える
- ケアの方向性を定め、状況に則したケアを提供できる

4 介護・医療・予防の一体的な提供 P635

居宅介護サービス

医療専門サービス





統一された方針に基づいて一体的に提供されることにより、その医療や介護の質、そして効率性の向上が期待されます。

- 1 平時 P636
- (1)医療機関との連携促進

平時から主治医への情報提供、医療系サービス導入時に 主治医の意見を求める、主治医ヘケアプラン交付の義務付け

## 運営基準第13条第19号の2

(2)必要な情報の提供

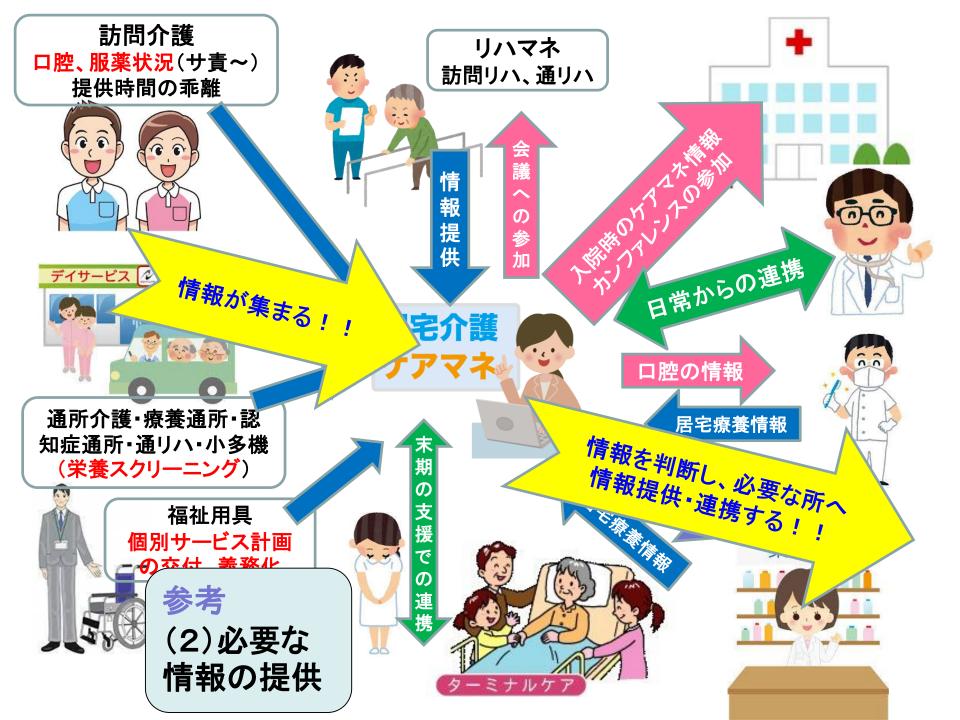
必要な情報を医師等へ情報提供する

運営基準第13条第13号、第13号の2

(P637 表10-2-2)

(3)予約入院に際しての注意

運営基準第4条第3号



## 意見書情報シートについて

## 参考

#### 備前県民局委託事業

### 『医療と介護の連携促進のための草の根事業』における 意見書情報シート活動の目的

平成 22 年より医療と介護の連携促進を目的としてシートの作成・普及活動等を実践してきましたが、このたび、<u>かかりつけ医と顔の見える関係</u>を作るための『意見書情報シート』を作成しました。このシートによって受診時には分かりにくい自宅での普段の様子をかかりつけ医へ報告することが目的です。

作成メンバーは、県南東部急性期病院の脳卒中科の医師 1名・在宅療養支援診療所の医師 1名・NPO 法人岡山県介護支援専門員協会よりケアマネジャー7名です。また、このシート の原案を作成したのは在宅療養支援診療所の医師です。

介護支援専門員の皆様がこのシートを活用してダイムリーにかかりつけ医への情報提供が可能となり、主治医意見書にもご利用者の状況が反映されることを目的としています。

### 【主治医意見書情報シートの効果的な活用のために】

- ○ご利用者の介護保険における新規申請・更新申請・区分変更申請に合わせて、かかりつけ医 へ持参すると記載情報が意見書へ反映されやすいです。
- ○すべての項目に記載しなくてもシートの効果はあります。かかりつけ医へ伝達したいと 思う項目に記載してください。
- ○余白も自由にお使いください。以前の介護度や記入しきれないことなど自由に記載していた だいて OK です。
- ○かかりつけ医の都合に合わせて、面談以外にも受付で手渡しやご利用者受診時に預けるなどの工夫もしてみてください。その際、2枚目の「主治医の先生へ」を一緒にお渡ししてください。

## 参考意見書情報シートについて

2018 撤銷界股馬物託事象				平成	#	л	
	主	合医の先生へ					
三利用者	175	(生年月日	4	. ,	ij	H)	
の生態情報についてご	R告款します。						
参考にしていただけれり	5幸能でございます						
		ケアマネジャー					_
			B-6				
D身状部に関する意見							
(1) 日常生活の自立度	単について						
・除事本幹者の日常生活自		0± 011 012		12 DE	1 082	001	
・尾標度高齢者の日常生活				_	_	_	_
是体的状况:							
l							
(2) 解無度の生物症状							
		1. (1)					
短期配繳		1. 口間 <b>間</b> あり				lente -a o	
・短年記憶 ・日本意思決定を行うため	の転転力 口息立	口いくもの母親					
短期配繳	の転転力 口息立	口いくもの母親					
・短年記憶 ・日本意思決定を行うため	の転転力 口息立	口いくもの母親					
<ul> <li>短期配慮</li> <li>日本意思失定を行うため</li> <li>自分の意思の任連総</li> <li>(3) 認知虚の関辺症状</li> </ul>	の転集力 口息立 口伝えられる ロル	□いくもが回覧 へくもが回覧 □!	見作的に要:	tic原bi	hā 🗆	(使えられ	Az l
・短時記憶 ・日本意思失変を行うため ・自分の意思の伝達能 (3) 昭知度の同辺虚状 ロなし 「 ロの!	の部長力 口息立 口供えるれる ロV E・幻聴 口奈さ	ロハくらか信機 へくらか信機 ロリ	E体的に要: □夢雷	tic版&i	ha c	]供えるれ ]分膜への	Az l
・短角配像 ・日本意思決定を行うため ・自分の意思の任権を  (3) 超無度の構造を終  ロなし  ロおり → □の称	の報集力 口身立 口供えられる ロV 見・幻聴 口奈切 日 口火の不辞録	ロハくらか信機 へくらか信機 ロリ	見作的に要: 口券書 口具会:	tic版&i	ha c	]供えるれ ]分膜への	Az l
・短解記憶 ・日常意思失変を行うため ・自分の意思の伝達能 (3) 昭知度の周辺症状 ロなし 「 ロの!	の報集力 口身立 口供えられる ロV 見・幻聴 口奈切 日 口火の不辞録	ロハくらか信機 へくらか信機 ロリ	E体的に要: □夢雷	tic版&i	ha c	]供えるれ ]分膜への	Az l
・短解配像 ・日本意思決定を行うため ・自分の意思の任権を  (3) 昭毎座の構造を終  □なし □おり → □の称	の報知力 □ 自立 □ 伝えられる □ V 夏・知徳 □ 宗教 夏 □ 人の不辞意 の他(	ロハくらか信機 へくらか信機 ロリ	見作的に要: 口券書 口具会:	tic版&i	ha c	]供えるれ ]分膜への	Az l
・短解記憶 ・日常意思決定を行うため ・自分の意思の伝達能 (3) 昭知度の周辺虚状 □なし □あり → □の例 □たの (4) その他の特性・特別	の報知力 □ 自立 □ 伝えられる □ V 夏・知徳 □ 宗教 夏 □ 人の不辞意 の他(	□いくもが函数 いくもが函数 □: 8 □重衣を転 1 □不存行為	国务者 口务者 口里念(	大に限る: 日祭:	hā D P D D性的	任えるれ  介膜への  問題行動	Az l
・超解配施 ・日常意思決定を行うため ・自分の意思の伝達を (3) 超無座の周辺虚状 □なし □あり → □の例 □たの (4) その他の様体・神経	の報知力   自立   日長人   日長人   日長人   日長人   日長人   日長   日長	□いくもが函数 いくもが函数 □: 8 □重衣を転 1 □不存行為	国务者 口务者 口里念(	大に限る: 日祭:	hā D P D D性的	任えるれ  介膜への  問題行動	Az l
・短線配施 ・日常意思決定を行うため ・自分の意思の伝達を (3) 昭毎座の周辺虚状 □なし □あり → □の例 □たら (4) その他の特体・特征 □なし □おり	の報知力   自立   日保えられる   DV   日保   日保   日保   日保   日保   日内の不均力   DK   日保   日保   日保   日保   日保   日保   日保   日	□いくもが回覧 いくもが回覧 □ ■ ○ ■ 表後性 □ □ ■ 不保行為	国务者 日务者 日基金( )	大に限る: 日祭:	hā D P D D性的	任えるれ  介膜への  問題行動	Az l
・超解記憶 ・日常意思決定を行うため ・自分の意思の任確能 (3) 昭知座の周辺虚状 □なし □あり → □の別 □たら (4) その他の特体・特徴 □なし □あり (5) 身体の状態	の報知力   自立   日保   日保   日保   日保   日保   日保   日保   日	□いくもが回覧 いくもが回覧 □ ■ ○ ■ 表後性 □ □ ■ 不保行為  「確事 □ せん会	記念的に要: □等書 □単念: ) □音称:	大に限る: 日祭:	hā D P D D性的	任えるれ  介膜への  問題行動	Az l
・超解配施 ・日本意思決定を行うため ・自分の意思の任権を  (3) 随知座の周辺虚状 □なし □あり → □の例 □たら (4) その他の特神・神社 □なし □あり (5) 身体の状態   到の子(□右 □	の報知力   自立   日保   日保   日保   日保   日保   日保   日保   日	□いくもが回覧 いくもが回覧 □ ■表皮を軽 □ □ 単衣を軽 □ □ 下京行为  「職事 □ 吐ん奈 □ 作覧= □ 配体 □   ・	医体的に要求 ロ発育 ロ単数 ) ロ音部	れに関る: □券( 守助)	れる 口 口性的 ロラつ株	任えるれ	(2)
・超解配施 ・日常意思快速を行うため ・自分の意思の伝達を (3) 随知座の周辺虚状 □なし □あり → □の例 □たい □なし □あり □なし □あり □なし □あり (4) その他の特神・神社 □なし □あり (5) 身体の状態 利の子(□右 □ (過去6ヶ月で3所以上の	の報告力   自立   日   日   日   日   日   日   日   日   日	□いくもが困難 □くもが困難 □ ■表皮を軽 □ ■表皮を軽 □ □ ■なたを □ □ を □ □ □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □	医体的に要求 ロ発育 ロ単数 ) ロ音部	れに関る: □券( 守助)	れる 口 口性的 ロラつ株	任えるれ	かい (を)
・超解配施 ・日常意思決定を行うため ・自分の意思の任権を  (3) 昭知座の周辺虚状 □なし □あり → □の例 □たい □なし □あり □なし □あり (4) その他の特神・神社 □なし □あり (5) 身体の状態 利の手(□右 □ (過去6ヶ月で3所以上の □吹大援、映事、新力	の報告力   自立   日   日   日   日   日   日   日   日   日	□いくもが困難 □くもが困難 □ ■表皮を軽 □ ■表皮を軽 □ □ ■なたを □ □ を □ □ □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □	医体的に要求 ロ発育 ロ単数 ) ロ音部	れに関る: □券( 守助)	れる 口 口性的 ロラつ株	任えるれ	(2)
・超解配施 ・日常意思決定を行うため ・自分の意思の任権を  (3) 昭知座の周辺虚状 □なし □あり → □の例 □たい □なし □あり □なし □あり (4) その他の特神・神社 □なし □あり (5) 身体の状態 利の手(□右 □ (過去6ヶ月で3所以上の □吹大援、映事、新力	の報告力   自立   日   日   日   日   日   日   日   日   日	□いくもが困難 □くもが困難 □ ■表皮を軽 □ ■表皮を軽 □ □ ■なたを □ □ を □ □ □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □	医体的に要求 ロ発育 ロ単数 ) ロ音部	れに関る: □券( 守助)	れる 口 口性的 ロラつ株	任えるれ	(2)
・超解配施 ・日常意思決定を行うため ・自分の意思の任権を  (3) 昭知座の周辺虚状 □なし □あり → □の例 □たい □なし □あり □なし □あり (4) その他の特神・神社 □なし □あり (5) 身体の状態 利の手(□右 □ (過去6ヶ月で3所以上の □吹大援、映事、新力	の報告力   自立   日   日   日   日   日   日   日   日   日	□いくもが困難 □くもが困難 □ ■表皮を軽 □ ■表皮を軽 □ □ ■なたを □ □ を □ □ □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □	医体的に要求 ロ発育 ロ単数 ) ロ音部	れに関る: □券付 予助	れる 口 口性的 ロラつ株	任えるれ	かい (を)
・超解記憶 ・日常意思決定を行うため ・自分の意思の任権地  (3) 超無症の周辺症状 □なし □あり → □の問 □た(4) その他の精神・神経 □なし □あり (5) 身体の状態 利金子(□右 □ (過去6ヶ月で3所以上の 回数に接、映事、新力	の報告力   自立   日   日   日   日   日   日   日   日   日	□いくもが困難 □くもが困難 □ ■表皮を軽 □ ■表皮を軽 □ □ ■なたを □ □ を □ □ □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □ ● □	医体的に要求 ロ発育 ロ単数 ) ロ音部	れに関る: □券付 予助	れる 口 伊 口性的 口性の	任えるれ	かい (を)

2018 撤銷集長馬袋託事	**				
●生活機能とサービ	スに関する意見				
(1) 移動					
屋外身行	口食金	日金数があれば	している	口していなけ	e .
車いすの使用				_	
歩行補助星・鉄星					
017100-20-					
(2) 栄養・食生物					
食事行為	口息立ない	し何とか自分で食	べられる	口全屬介助	
現在の栄養状態	口泉杯			口不良	
→集養・食生活の	智意泉 (				
●数野中水会事項(	<b>介護保険に関し</b>	て書きさんの数	御的な事権	(キェビソー)	があれば肥入する)
-17927 12 -5K 1	21 BCS4-620-109 -	1200011111	10/07:1-4-11		2-2010120717-07
●その他 目常生活	上の様子につい	·			
・移象 : 口息士					
<b>王你的</b> 位获见		LI 2.7 %			
##E : □8±		日本の本書景			
主体的位表观		Dan Distance			
· 3/8 : □8±		maae			
里像的位换规		LI ± 37 %			
· 東次 : 口息立		maa*			
里都的位换规		LI ± 3/ %)			
· 服革 : 口自立		maas.			
里像的位换 <b>况</b>		L1 ± 31 %)			
Espay Total					
●在宅で利用中のサ	-v= /+	. = 1			
サービス内容 ●住宅で利用中のマ			サービス内容	,	**
4-5708			4-EVM8	,	max.
					- —
					- —

NPO 法人同山県介護支援専門員協会

### 服薬管理等チェック、連携シート

(岡山県薬剤師会・岡山県介護支援専門員協会共同シート) サービス事業所⇒ケアマネジャー⇒薬剤師

【サービス事業者等記入欄】以下は変化があった、変化を感じたときのみ記入して情報提供してください。 変化がない場合には定期的な報告はいりません。

報告者氏名		確認日	平成	年	月	日
事業所名		TEL		FAX		
利用者氏名		※以下の項目 <sup>-</sup>	で変化のあった項	目があれば	ぱ☑をして	ください。
	□ 1週間服薬ができていた	い 口飲んで	いない薬がある	口 使って	こいない薬	がある
	□ 飲み忘れることが多し	<b>ハ</b> (朝・昼・夕・	食間・その他			)
	□ 残っているのに新た!	こ薬をもらって	いる 口薬が	足りなくな・	っている	
服薬状況について	□ □の中に残る □ 負	飲み込めない	□ つぶして飲	けんでいる		
	□ 他科からの薬がある	(眼科•皮膚科	・整形外科・その	他		)
	□ 一般薬・サプリメントを	を飲んでいる(	具体的に			)
	□ その他(					)
食事について	□ 食欲がない □ 味	がわからない	□ 口が乾く	口その作	<u>ቲ</u> (	)
	□ 尿の回数が多い [	□ 尿の量が多	い 口尿の回	数・量が少	ない	
排泄について	□ 尿漏れがある					
	□ 下痢が続いている	□ 便秘してい	る 口その他	(		)
中央生物について	□ 湿疹が出ている □	] かぶれがある	6 口 赤くなっ	ているとこ	ろがある	
皮膚状態について	□ 傷が治らないところか	「ある □ その	の他(			)
で開発を持ちている。	□ ふらつき・転倒がひと	い 口ふる	えがひどい 🗆	力がはい	らない	
運動機能について	□ 足が出にくい □ そ	- の他(				)
	□ 眠れない □ 幻視・	・幻聴・妄想が	ある 🗆 怒りっ	ぽくなった		
精神状況について	□ 日中うとうとしている	□ ボーっと	してることが多い	口元	気がない	
	□ その他(					)
その他						
【ケアマネジャー記入欄	<u> </u>					
ケアマネジャー氏名	ı I					
事業所名		TEL		FAX		
「コメント」		ILL		FAA		

参考 (2)必要な 情報の提供

(一社)岡山県薬剤師会監修



NPO法人岡山県介護支援専門員協会

#### 歯科・口腔に関するチェック、連携シート

(岡山県歯科医師会・岡山県介護支援専門員協会共同シート)

サービス事業所⇒ケアマネジャー⇒歯科医師

#### 【サービス事業者等記入欄】

報告者氏名	確認日		平成	年	月	日			
事業所名	TEL			FAX					
			,						
利用者氏名	ー                               								

利用者氏名	※以下の項目で該当する項目があれば口をしてく	ださい。
①歯について	口痛みがある 口歯が抜けた ログラグラする 口欠けている	
<b>小圏に が、C</b>	口かぶせ、詰め物が取れた 口噛めない 口その他(	)
②歯ぐきについて	口痛みがある 口腫れている 口出血する 口その他(	)
③義歯について	□噛むと痛い □外れやすい □壊れている □使っていない	
③ 我 困 に ブル・し	口その他( )	
④飲み込みについて	口よくむせる 口食事に時間がかかる 口その他(	)
⑤口臭について	口ある 口その他(	)
⑥口の渇きについて	口ある 口その他(	)
⑦口内炎について	口よくできる 口治らない 口その他(	)
⑧腫れものについて	口できている 口その他(	)
9発音について	口はっきりしない 口その他(	)
⑩その他		

参考 (2)必要な 情報の提供

#### 【ケアマネジャー記入欄】

ケアマネジャ	'一氏名			
事業所名		TEL	FAX	
【コメント】				

(一社)岡山県歯科医師会監修



NPO法人岡山県介護支援専門員協会

P637

- 2 急病時
- (1)居宅サービス計画変更の検討
- (2) 緊急時カンファレンスの開催P659参照
- (3)主治医の医療機関を訪問

- 3 急変時 P638
- (1)緊急連絡先をあらかじめ確認
  - ・家族、親族の連絡先
  - ・主治医、訪問看護、薬局など医療機関
  - ・在宅療養支援診療所、24時間対応体制加算 など算定の訪問看護ステーション⇒体制の理解
  - •**救急搬送**は医師・利用者家族が協議し決定するが 要介護者の背景を考慮する必要がある

リロケーションダメージ・・療養環境が変わることそのものが大きなリスクとなる。

(2)入院を回避できる状況を整える P638 入院による弊害も・・

環境を変えることなく緊急事態に対応することで、 利用者の混乱など二次的なトラブル発生を予防できる ⇒早い時期から検討する

例えば・・繰り返す誤嚥性肺炎・尿路感染症の対応など・・ 入院するのか、環境を変えずに訪問診療・訪問 看護でどのように支援するのか・・想定し計画も・・

4 入院•入所時

- P639
- (1)利用者・家族の意向や希望を伝える
  - →生活情報、介護サービス利用状況など情報を、 病院職員へ提供する

- (2)退院・退所時の情報収集を開始する
  - →入院した時から退院支援を開始する



入院時情報抗	<b>是供書</b> (ケアマネジャ ※ケアブラン1表・2表・3表			(いずれもコピー) /住	環境に関する	5写真 な	どを添付
	病院 担当	<u>者様</u> (記入	日: 年	月 日 / 入陸	完日: 年	月	日)
利用者(患者)/家	族の同意に基づき、利用者	情報(身体・生活機能	能など)の情	報を送付します。是	非ご活用コ	Fさい。	
担当约	アマネジャー名	b*†)		電話番号			
居宅介	護支援事業所名			FAX番号			
	【担当ケアマネ	トジャーより、医療	機関のス	<b>ケーカがない</b>			
	·退院力	(決まり次第、連絡	各をお願し	します			
		て、退院時の情報					
・「退	院前訪問指導」を実施	色する場合は、ぜ	ひケアマネ	ジャーを同行さ	せて下さい	١,	
1. 利用者(患者	当)基本情報について						
患者氏名			年齢		別	男	女
	(フリカ゛ナ)		生年月日	明·大·昭·平	年	月	日生
住所			電話番	号			
住環境	□ 戸建て □ 集合住	宅(2階居住)	エレベーク	ター □ なし	□あり(		)
※可能ならば、「写 真」などを添付	・住まいに関する特記事	項(		•			)
入院時の要介護度	□ 要支援(  )	□要介護(	1 )	□ 申請中	□≉	申請	
認知症高齢者の	□ 自立 □ I	□ Ia □ I	b 🗆	<b>I</b> Ia □ <b>I</b> IIb	□ IV		М
日常生活自立度 障害高齢者の	□ 自立 □ J1 [	□ J2 □ A1	□ A 2	□ B1 □ B	2 🗆 C	1 🗆	C2
日常生活自立度 介護保険の	□ 1割 □ 2割 □	不明 障害な	ど認定	□なし□あ	n (		)
自己負担割合		, ,,	害年金	□ 生活保護		\H1/	,
年金などの種類		字土十立 □ 陴	古中亚	□土心休禮		기반(	
2. 家族の情報	□独居			氏名			
家族構成	□同居		キーパー	ソン (続柄/年	齢) (		)
主介護者 (年齢)		( 才)	(連絡第	E) (			)
3. 本人/家族	の意向について						
趣味・関心領域な							
本人の生活歴							
入院前の							
本人の意向 入院前の							
家族の意向							
(特に生活につい							
	展望について(ケアマネ	としての意見)					
在宅生活に 必要な要件							
家族の介護力*	□ 独居 □ 日中 □ 家族が要介護状態			□ サポートできる! n.m. (	家族や支	援者が	不在
特記事項	_ 3WA X / I W / V / I	TO MOVELLE COLO		×10 (			
	<b>スについて(ケアマネから</b>	の希望)					
「院内の多職種	カンファレンス」への参加	□ 希望あり					
「退院前カン	ファレンス」への参加	□ 希望あり	•具体的	な要望(			)

6. 4	身体	生活機	能の状	況/	療養	生活上の	果題	につし	ハて										
麻	痺の	状況	なし	軽	度	中度	重	度	褥瘡	の有類	#	□ なし	. [	□ あり	1				
	移	動	自立	見	守り	一部介助	全介	<b></b>											
	移	乗	自立	見 <sup>:</sup>	守り	一部介助	全介	<b></b>	移動	手段	Ž	□杖	□步	行器		車いる	<b>†</b>	_ ₹0	D他
AD	更	衣	自立	見 <sup>*</sup>	守り	一部介助	全介	〕助	起居	動作	E	自立	見を	守り	_	部介助	b	全:	个助
L	整	容	自立	見 <sup>·</sup>	守り	一部介助	全介	`助											
	入	浴	自立	見 <sup>·</sup>	守り	一部介助	全介	`助											
	食	事	自立	見 <sup>·</sup>	守り	一部介助	全介	`助											
食	食	事回数	•朝:_	時	直・	昼: 時	<u></u>	·夜:		損		食事制	順		なし	□あ	b (		)
事内	食	事形態	□ 普:	通		み □ 嚥下	障害	食[	ミキセ	<b>†</b> —		水分制	順	_ t	なし	□あ	b (		)
容	摂	取方法	□経			E管栄養	水:	分とろ	<i>ъ</i>	□な	:U [	□ あり	UD	F等の	食形	態区	分		
П	嚥	下機能	むせな	いば	叚	手々むせる	常	にむも	せる		義述	텁		なし		あり			
腔		腔清潔	良			不良	著	い不	良		口臭	₹		なし		あり			
排	į	非尿	自立	見 <sup>i</sup>	守り	一部介助	4	全介且	h	ポーク	タブル	MV		なし		夜間		□常	诗
:	į	非便	自立	見 <sup>·</sup>	守り	一部介助	1	全介组	h	オム	ツ/.	パッド		なし		夜間		□常	诗
B	睡眠の	状態	良	不	复 (		)	眠	割の使月	Ħ	□な	t □ a	90	睡眠	寺間			時間	引/日
	喫煙	量				本くらい/日あ	たり	É	飲酒量							合	らい	/日あ	たり
		視力	問題な	¥υ	t	かや難あり		困難		メナ	ゴネ		なし	口あり	) (				)
コミュニ	ケー	聴力	問題な	¥υ	t	かや難あり		困難		補耳	速器		なし	口あり	)				
ション1	能力	言語	問題な	¥υ	t	でや難あり				ミュニク	アーシ	っンに関す	する特記	己事項	:				
		意思疎通	問題な	¥ί	t	かや難あり	困難												
		おけるの問題	□ <b>なし</b> □幻聴 □昼夜			□興奮 □焦 徘徊 □危!						カ/攻撃性 その他(	ŧ ⊏	介護/	への担	抗(	□不	眠	
	疾患原		□ <b>なし</b> □悪性 □その			認知症 □∶	急性吗	乎吸器	器感染症		脳血	1管障害		折				)	
入院		半年間で )入院	□なし		あり	( H 年		月	日	~ H	+	年	月	1	目)		不明	月	
歴*	入	院頻度	□頻	度は高	iい/#	燥り返している		] 頻	度は低し	が、こ	れま	でにもある	5 [	] 今回	が初	めて			
G	医療処	置*		カテ-	-テル	療法 □喀痰 □尿路スト-	-マ			トーマ		う □経  痛みコン				栄養 コントロ			
7. 8	薬	こついて	<u></u>	沙要(	応し	で、「お薬:	手帳	(]	ピー)	」を流	忝付								
内服	薬	□ なし	□ あ	り (		)		居宅	療養管	理指	導	□ なし	□あ	b	(職	種:			)
薬剤	管理	□自己	管理			よる管理 (・・							理方法						)
服薬	犬況	□ 処方	通り服用			時々飲み忘	n	I	□飲みる	忘れが	多い.	、処方が	守られ	ていない	۱,				
お	薬に関	する、特記	事項																
8. 1	いかり	つけ医に	ついて																
かた	かりつに	け医機関名							電話番	号									
	医	師名	(7	<b>ሀ</b> ガナ)						東方法 領度		□ 受診 •頻度		訪問		·	月	• 週	
*=退	院支援	そ 者スクリー	ニング必要	更項目	1						九日		年		月 月			在の	犬況)

5 退院•退所時 P639

退院前カンファレンス下巻P65第15-①章ケアマネジメントの展開基礎理解第4節 4退院前カンファレンス

- (1)退院後の居宅サービス計画の原案を作成
  - MSW、退院調整看護師、医師などから情報収集し、 既に把握している環境・介護状況などを考慮して 退院のケアプラン原案を作成する
- (2)利用者の状態や意向の把握に努める
  - 心身の状況変化 → 診断・治療方針の情報収集
    - → ケアプランの再構築

## 参考

		返	院・退戸	情報記	録書						
1. 1	基本情報・現在の状態	等					記入日:		年	月	日
馬	フリガナ		性別	年齢			退院(所)	)時の9	更介護度	(	要区分変更)
性	氏名	様	男・女	歳	□要支援	( )	・要介護(	)	□申請	中	□なし
入		·入院(所)日:H 年 月 日	<ul> <li>退防</li> </ul>	記(所)予定	日: H 年	月	H				
院	入院原因疾患										
所	(入所目的等)										
概	入院・入所先	施設名				棟			室		
要 ①	今後の医学管理	医療機関名:					方法		通院	□訪問	診療
疾	現在治療中の疾患	① ② ③			疾患の状況	*番号記入	安定(		)不安定	₹(	)
患と	移動手段	□自立 □杖 □歩行器 □車	重いす □ そ	の他(					)		
入	排泄方法	□トイレ □ポータブル □おむつ	カテーテル						)		
院	入浴方法	□自立 □シャワー浴 □一般浴	ら □機械	浴□□	行わず						
所	食事形態	□普通 □経管栄養 □その化			)			UI	DF等の食	形態区	分
中	嚥下機能(むせ)	□なし □あり(時々・常に)		義歯	□ なし		(部分・				
の状	口腔清潔 口腔ケア	<ul><li>□良 □不良 □著しく不良</li><li>□自立 □一部介助 □全介目</li></ul>	14.		入院(所)口	Pの使用	!: □なし	, 🗆	あり		
況	睡眠	□自立 □一部介助 □全介目 □良好 □不良(	נעי		)			服容	使用	□なし	
	認知・精神		非徊 □焦	燥•不穏		□その他	. (	PLUM	)		,
2			はし								
受け	<本人>病気、障害、 後遺症等の受け止め方										-
止	IXEME GOXOLOGO										
න /	<本人>退院後の生活										
意向	に関する意向										
10)	<家族>病気、障害、後										
	遺症等の受け止め方										
	<家族>退院後の生活										
	に関する意向										
	果題認識のための情報										
③ 退	医療処置の内容	□なし						- 4			
院		<ul><li>□点滴 □酸素療法 □喀疹</li><li>□褥瘡 □尿道カテーテル □原</li></ul>		気管切開		□経鼻		□経腸	宋袞		
後		□褥瘡 □尿道カテーテル □原   □排便コントロール □自己注射		□ /月16官 ) □ その		□∄の	ナコントローノ	ν		)	
に必		□なし	3 (	,	AR (						
要		□血圧 □水分制限 □食事	■制限 □	食形態	□嚥下	□□腔	ケア 口流	青潔ケ	ア		
お事	看護の視点	□血糖コントロール □排泄 [	□皮膚状態		民 □認知村	幾能・精	神面 🗆 🗈	服薬指	導		
柄		□療養上の指導(食事・水分・脚	垂眠・清潔ク	ア・排泄 フ	などにおける扌	旨導)	□ターミナノ	L			
		□その他(						)			
		□なし									
		□本人指導 □家族指導 □関									
	リハビリの視点	<ul><li>□麻痺・筋緊張改善練習 □起</li><li>□ADL練習(歩行/入浴/トイ</li></ul>							II AR		
		□疼痛管理(痛みコントロール)									
		□地域活動支援 □社会参加。	支援 □京	忧労支援	□その他	(		)	)		
	禁忌事項	(禁忌の有無)			(	禁忌の	内容/留意	(点)			
	赤心事項	□なし □あり									
	症状・病状の										
	予後・予測										
		例) 医療機関からの見立て・意見(今後の見通	iし、急変の可能	も性や今後、ど	んなことが起こ	りうるか(台	合併症)、良くな	こっていく	く又はゆっく	り落ちて	いく方向なのか等)
	際しての日常生活の阻	について、①疾患と入院中の状況、②本人・家	族の受け止め	や意向、③退隊	完後に必要な事	柄、④その	他の観点から	必要と	思われる事:	頁につい	て記載する。
害男	因(心身状況·環境										
	等)										
<b>*</b>	有唱のために動った!!										-
1±-€1	復帰のために整えなけれ ばならない要件										
回目	聞き取り日		作書表記式	是供を受け	た職種(氏	名)					会議出席
1	年 月 日		11111111	-/\ CX\//	C-100-132 (T/)	<b>山</b> /					無・有
2	年月日										無・有
3	年 月 日	<u>l</u>									無・有

6 家族の休息が必要となったとき P642

- (1)レスパイトの役割
  - →通所介護・ショートステイ
- (2)後方支援病院や有床診療所等の活用
  - →医療依存度が高く介護施設での対応が困難な場合、主治医判断のもと短期入院の検討する 方法も・・

医療機関と連携し家族の休息を確保する

## 参考

## 在宅療養後方支援病院

## 施設基準

- ① 許可病床200 床以上の病院であること
- ② 当該病院を緊急時に入院を希望する病院としてあらかじめ当該病院に届け出ている患者(以下、入院希望患者という)について緊急時にいつでも対応し、必要があれば入院を受け入れること
- ③ 入院希望患者に対して在宅医療を提供している医療機関と連携し、3月に1回以上、診療情報の交換をしていること

7 終末期 P642

(1)医療的ケアと介護の必要性の変化について把握 利用者・家族が分かりやすい病状説明に配慮

(2)介護職に対する情報の周知 医療専門職との歩調合わせ

8、死亡時

P643

(1)主治医と連絡の取れる体制を整えておく

## 死亡診断書の交付

- ・医師の診断から24時間以内であれば、医師は、直接診察によらず死亡診断できる。
- ・医師の診断から24時間以上経過している場合でも改めて診察し、疾病に関する死亡 であることを確認した場合

(2)あわてて救急搬送しない

家族・介護従事者での周知

速やかにかかりつけ医へ連絡する

# 【ミニワーク】

①ケアマネジメントに医療情報が必要な 理由は何でしょうか?

②利用者の入院時に、介護支援専門員として 配慮すべきことはどのようなことがあります か?

## 第3節 医師との連携と医療機関の役割

1 医師との連携

P645

(1)主治医からの情報収集

- 得られた情報を居宅サービス計画作成に役立てる
- •連絡•相談の方法を吟味する

## 第3節 医師との連携と医療機関の役割

1 医師との連携

P645

(2)ケアマネタイムや主治医意見書の活用

FAX・メールなどの活用

※個人情報保護に留意する

図10-3-2 配布されるケアマネタイムの集計結果の例

333			対応可能報日	· 34M			Section 5	3.	10万法(数	字は優先類は	1)		<b>東口対応</b> 主
	. Я	火	*	*	•	±	正线	THE STATE	FAX	メール	II IS DA	外来時	左口対応を (環機)
午前	外来 (Δ)\$3:30~14:00	外来 (Δ)13:30~14:00	外来	外来 (Δ)13:30~14:00	外来 (A)13:30~14:00	外来	· ,	ingle.					
午後	外来	外来	往診(休診) (Δ)15:00~15:30	外来	外来	Ser out to		4	3	0		2	事務
午前	訪問診療	訪問診療	訪問診療	訪問診療	訪問診療	1 - <b>4</b> 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
午後	(Q)13:00~14:00	(O)10:30~18:30	(O)10:30~18:30	(O)10:30~18:30	(Q)10:30~18:30	休龄	2	4		3	1		
TW	訪問診療	訪問診療	訪問診療	訪問診療	訪問診療			1. A. (V				15.7	MSW
	(△) 8:30~9:00	(A) 8:30~9:00	(A) 8:30~9:00	(Δ) 8:30~9:00	(A) B:30~9:00		171,8614			10 10		1 4	
午前	(O)9:00~8:30	(O)9:00~9:30 住除	(O)9:00~8:30		(O)9:00~9:30	供診							
-	往診	1419	(Δ) 9:30~12:00	住診	住診		-4	2	<b>①</b>		3		
午後	<b>(18)</b>	往診	住路	住験/外来	推踏	体验	1	_	U				看護師
-			S 14	- Mary Mark		, ne							THE REAL PROPERTY.

## 広域連携のための入退院支援ブック

### 広域連携のための入退院支援ブック



これは、ケアマネジャー等多機種の皆様が 医療機関との連携をスムーズに行えることを 目的とし作成しています。

病院

(岡山県全域 151病院)

有床診療所

(岡山県全域 49病院)

令和2年3月

特定非営利活動法人 岡山県介護支援専門員協会

#### 岡山市立市民病院

紀入日 平成 29年 12月 22日

1-27					-						
住 呀	₹700·8557	₹700-8557			<b>電新</b> 会享 086-757-5000						
ine tr	·	岡山県岡山市北区北長領町 3-20-1			غ o	086-757-5019					
機能分類 ・病床数	400 床(一般 387 床、徐稼病束 7 床、感染症病患 6 束)										
医療連想			<b>a</b>		100	345	WE	440	<b>a</b>	÷೧೬	
担当部署	影 地域医療法	地域历史建筑室									
6				1.6							
休日	土・目・祝日	土・日・祝日・12/29~1/3				-	7.6		5.5	4.5	
	ı m	086-737-3010		- 54	<b>京神</b> 園	8:	50	_	17	15	
医療連続	在地名的							- :			
担当部署	20										
	<b>₫€</b> 7AX 086	企通 #AX 086-757-5011			<b>労の時間 0:00 — 24:00</b>				.00		
				■対数	生性情報	美シート	の職能				
	2 - (20)	たい あり 事件へ 16変量 発性で 6変量			<b>建制型</b> 点	e.					
赤椋香機的 配置	*				② ■MSW とは基でも複数単数						
×.	A 40 . / 3899	<b>主任才会</b> 解 )	*		26						
	6 m : ( 1238	<b>三使者佛</b> 甲 /		(						)	
A疫病の住宅情報・透透調整等、担当者との遺憾力物(ルール)や値含しい力物について											
- 400 71			20 Di	200			,	_			
	建模方法	<b>神</b> 命の複数		去种類	1	_	会先	Ť	持	54年間	
				金砂锅	Ť	_	命先		14:	549(0)	
	建模方法	神会の複数	1400	seyin m	-	j4	命先	E		54年 <b>四</b> 竹枝松	
2.使神	連携方法 ■個教	神命の相談 □ 実注→C34 ~連升 □ C34→365W ~	##   以推   以推	500円 M 50		神 医宗德氏 赤枝	命先	<b>E</b>	= ti	n te de	
	連携が抜 ■郵款 ■シート特金	<b>神</b> 命の相談 □角注→CM へ連符 □CM+385W へ ■CM+角接へ	## □ 以推 □ 以推	500年 新 当日 2,2 日		操 医 <b>安全</b> 的 免收 受什	命先	<b>E</b>		n te de	
	連携方法 ■郵款 ■シート株会 ロシート株会	<b>神</b> 命の相談 □ 実注→CMC ~進路 □ CMC→DMSW ~ ■ CMC→表接~ □ ◆の他	##   以推   以推	500年 新 当日 2,2 日		神 医療機能 発験 受け その色	命先	E	= ti	n 神疾 n 中	
	連携が ■部数 ■シート株会 ロシートなど ロシート 5AX	<b>神</b> 命の相談 □角注→CM へ連符 □CM+385W へ ■CM+角接へ	## □ 以推 □ 以推	500年 新 当日 2,2 日		神 医療機能 発験 受け その色	命先	E	<b>■\$</b>	n 神疾 n 中	
	連続方法 ■部款 ■シート株会 ロシート株会 ロシート TAX 口事前権政	<b>神</b> 命の相談 □ 実注→CMC ~進路 □ CMC→DMSW ~ ■ CMC→表接~ □ ◆の他	梅 □ A機 □ A機 ■ A機	500年 新 当日 2,2 日	•	神 医療機能 発験 受け その色	がた 特性がま )	<b>E</b>	■ <b>\$</b> (	n 神疾 n 中	
	連携方法 ■部数 ■シート特金 ロシート専送 ロシート FAX 口を前接数 口後数不詳	神命の相談 □ 内注→CSC へ連符 □ CSC→SSSW へ ■ CSC→S放へ □ その他 ( )	梅 □ A機 □ A機 ■ A機	<b>公司</b> 数日 2,3 日 4 日 以 (1)	• · ·	機 医療機能 角膜 受け その色	の先 9担かま 9円の 9円の 9円の 9円の 9円の 9円の 9円の 9円の 9円の 9円の		■ \$4 □ \$4 □ \$4 □ \$6 □ \$6	nteres no enteres enteres	
入房時	連携方法 ■郵款 ■シート特会 ロシートの名 ロシート TAX 口容解解数 口接載不能 担当者	神命の相談  □角注→CM へ連符  □CM+分泌が へ  ■CM+分泌が へ  ■CM+分泌が へ  ( ) )	## □ 以接 □	<b>公司</b> 数日 2,3 日 4 日 以 (1)	• · · · ·	機 医療機構 素様 受け その色 担当者を	の先 (担当) (対策) (性)		■ \$4 □ \$4 □ \$4 □ \$6 □ \$6	n (a ∉ £ )	
入院等 逐度 編	連続方法 ■部款 ■シート特会 ロシート FAX 口を前接数 口接紙不詳 担当者 口延載 回述 単数5W	神命の相談  □対注→C34 へ連件  □C34→345W へ  ■C34→余様へ  □その他 ( ) ) 情報共有	# □ * # # □ * # # □ * # # # # # # # # #	<b>公司</b> 数日 2,3 日 4 日 以 (1)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	機 医療機能 素機 受け その色 担当者を	がたがたがながらない。 がはながらない。 がはない。 はなな。 はなな。		■ <b>本</b> ( □ 午( □ 午( □ 円) □ 円( ○ + ·	的	
入房時	連続方法 ■部款 ■シート特会 ロシートの差 ロシート FAX 口事前核教 口験製不能 担当者 口医解 ■MSW	神命の相談  □ 対路 + CM へ 連符  □ CM + 対数へ  ■ CM + 対数へ  □ その他  ( ) ) 接続共変  □ CM へ特報 - 「秘密  ■ 部款時口景で活達  □ 放敗 10 へ回奏者種	## □ 以接 □	Selfin dr dr 2,3 a 4 a gap Marker	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	神 医学権制 発徒 受け その色 四当者を のは 対決に応	が の の の の の の の の の の の の の		■ <b>本</b> ( □ 午( □ 午( □ 円) □ 円( ○ + ·	的神教 的中 注 ・動力	
入院等 逐度 編	連続方法 ■部款 ■シート特会 ロシート FAX 口を前接数 口接紙不詳 担当者 口延載 回述 単数5W	神命の相談  □ 対注→C34 へ連符  □ C34→385W へ  ■ C34→表接へ  □ その他 ( ) ) 情報共育  □ C34 へ情報/「乾古 ■都約申□乗で使者  □ 京族 10 へ開発弁理  ■ 介藤サービス計画	## D A A A A A A A A A A A A A A A A A A	会の事務 計 当日 3,3日 4日以前 対策を発度 中		機 医療機 受け その色 担当者会 (CM が最か (代表本的)	が の の の の の の の の の の の の の		■ <b>本</b>	前神教 前中 後 ・動力 にがき ・ピス 大事	
入院等 逐度 編	連携方法  ■解釈  ■シート神会  ロシートなX  口を維持教  口検紙不能  担当者  口医解  ■345W  口解  ■ 345W  ロ解  ( )	神岳の相談  □ 対注 + C34 へ 連符 □ C34 + 345 W へ ■ C34 + 表技 へ □ その他 ( ) ) 検報共育 □ C34 へ情報 / 一成古 ■ 耐熱神口質では油 □ 京陸 10 へ関東希望 ■ 弁線サービス計画 事を機踏終希望	## 日 * A # #	金の時期 計 当日 2,3日 4日以内 対の時間 中		機 医療機 発行 その色 四当書名 病性研究 の機構の成 もない。	の先 を担当さ の の を を を を を を を を を を を を を を を を を		■ 本 f f f f f f f f f f f f f f f f f f	前神教 前中 後 ・動き にがほっところ を数・ここに に対象	
入院等 逐度 編	連続方法  ■解釈  ■シート神会  ロシート事  ロシート FAX  口容解釈  口容解釈  型当者  口医解  ■M5W  口解某事  のを  ( )  受称等物類先	神命の相談  □角建→CMLへ連符  □CML→A技へ  ■CML→角技へ  □その他 (( ))  情報共育  □CMLへ情報/一報者  ■影称中ロガで伝達  □水線サービス計画  事を提達技術量  参摩中の同行	## 日 A 技 日 A 技 日 A 技 日 A 技 日 A 技 日 A 技 日 A 技 日 A 技 日 A 技 日 A 技 日 A 裁 日 A は A は	佐の時期 計 当日 2,3日 4日以下 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		機 医療機 発行 その色 四当書名 病性研究 の機構の成 もない。	の元 の元 の形は の形は を対して をがして をがし をがして をがして をがし をがして をがし をがし をがし をがし をがし をがし をがし をがし	能	■ 本 f f f f f f f f f f f f f f f f f f	前神教 前中 後 ・動き にがほっところ を数・ここに に対象	
入院等 逐度 編	連続方法  ■解釈  ■シート神会  □シート事差  □シート FAX  □本維持系  □接続不能  担当者  □延伸  ■MSW  □耐美  ■内性場合  「大砂等和紙先	神岳の相談  □ 対注 + C34 へ 連符 □ C34 + 345 W へ ■ C34 + 表技 へ □ その他 ( ) ) 検報共育 □ C34 へ情報 / 一成古 ■ 耐熱神口質では油 □ 京陸 10 へ関東希望 ■ 弁線サービス計画 事を機踏終希望	神 日 八枝 日 八枝 日 八枝 日 八枝 日 午前 日 午前 日 中 日 中 日 中 日 中 日 中 日 日 本 前 日 日 本 前 日 日 本 前 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 日	佐の時期 計 当 ロ スフロ 4 ロ以下 対向時間 に を を が が り り り り り り り り り り り り り り り り		機 医療機 発行 その色 四当書名 病性研究 の機構の成 もない。	の元 の元 の元 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一	性 管 神成の	■ 本 f f f f f f f f f f f f f f f f f f	前神教 前中 後 ・動き にがほっところ を数・ここに に対象	
入院等 透底質	連続方法  ■解釈  ■シート神会  ロシート事差  ロシート FAX  口事解釈  口臓熱不動  担当者  口医解  ■MSSW  口解  素養養養剤  ロその他  (、 )  受診等物験先	神命の相談  □角建→CMLへ連符  □CML→A技へ  ■CML→角技へ  □その他 (( ))  情報共育  □CMLへ情報/一報者  ■影称中ロガで伝達  □水線サービス計画  事を提達技術量  参摩中の同行	・ 株 ロ ス株 ロ ス株 ロ ス株 の ス株 の 年齢の ロ 年齢の 日 本齢の ・ 他 ・ 他 ・ の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	佐の時期 計 当日 2,3日 4日以下 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		機能 素を を を を を を を の を を を を を を を を を を を	の元 の元 の一 の一 の一 の一 の の の の の の の の の の の の の	index of the text	■本部 日午年 過速回 ● 国内 中 ・ 成 次 文 社 ・ (利) ・ (利)	前神教 前中 後 ・動き にがほっところ を数・ここに に対象	
入院時 透底質 参	連続方法  ■解釈  ■シート神会  ロシート 神会  ロシート おAX  口事前核教  口験観示器  担当者  口医解析  ■ M55W  口解禁 発酵  ロその他  ( )  受診等相談先  ロチキ	神命の相談  □角注→C34 へ連符 □C34→385W へ ■C34→角接へ □その他 (( )) 情報共育 □C34 へ情報ント戦者 ■影称中ロ東では他 □家族10 へ開発弁理 ■弁録サービス計画 事を過速後弁理 参摩中の同行 ■可	神   本   本   本   本   本   本   本   本   本	在の時期 計 2 2 2 日 3 2 3 日 以 1 日 以 1 日 以 1 日 以 1 日 以 1 日 以 1 日 以 1 日 以 1 日 以 1 日 東 2 日 東 3 日		機構 を実施 を受ける を対象を をしるを をしるを をしるを をしると をしる をしると を を を を を を を を を を を を を	の元 の元 の元 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	■本部 日午年 過速回 ● 国内 中 ・ 成 次 文 社 ・ (利) ・ (利)	前神教 前中 後 ・動き にがほっところ を数・ここに に対象	
入底神 透整 外 祭	連続方法  ■解釈  ■シート神会  ロシート事差  ロシート FAX  口事解釈  口臓熱不動  担当者  口医解  ■MSSW  口解  素養養養剤  ロその他  (、 )  受診等物験先	神命の相談  □対注→C34 へ進井 □C34→925W へ ■C34→完建へ □その他 (( ))  情報共育 □C34 へ情報ン「祀市 ■部款時ロ東では他 □対応・研察者量 ■弁線サービス計画 事を迅速後者量 参摩中の同行 ■可	神 日 ス株 日 ス株 日 ス株 日 年齢 日 年齢 日 年齢 日 中 会 日 日 ら 日 ら 日 ら 日 ら 日 ら 日 ら 日 ら 日 ら 日 ら 日	左右神郎 前 3 3 3 2 3 2 3 2 3 2 3 3 2 3 3 3 3 3 3		機構 を実施 を受ける を対象を をしるを をしるを をしるを をしると をしる をしると を を を を を を を を を を を を を	の元 の元 の一 の一 の一 の一 の の の の の の の の の の の の の	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	■本部 日午年 過速回 ● 国内 中 ・ 成 次 文 社 ・ (利) ・ (利)	前神教 前中 後 をかけ かがせ ・ごは 大統一では 大統一では	

### 入退院支援ブック 掲載例

## 第3節 医師との連携と医療機関の役割

- 1 医師との連携
- (3)居宅療養管理指導(医師)から得られる情報 P648
  - →居宅療養管理指導を行った医師は介護支援専門員
    - へ情報提供することが義務付けられている

(平成 24 年度介護報酬改定~)

- (4)主治医への情報提供
  - →生活情報を提供する

#### 生活情報

食事・排泄・清潔・睡眠・移動 能力・認知機能の変化・介護 者の状況・自宅環境の変化 など・・

## 第3節 医師との連携と医療機関の役割

2 主な医療機関の役割 P650

救急指定病院 地域医療支援病院 認知症疾患医療センター がん診療連携拠点病院 特定機能病院 回復期リハビリテーション病棟 緩和ケア病棟 地域包括ケア病棟

1. 多職種協働の意義

P651

疾病を有する要介護者には、問題点に適切に対処するために、狭義の治療介入のみでなく、食や栄養、リハビリ、認知機能など、**多方面からアプローチする必要がある。** 

複数の専門職種が目的や方針を共有しつつ、それぞれの専門サービスを提供する、多職種協働のアプローチが必要不可欠である。

- 2 国際生活機能分類と生活機能障害
- (1)ICF(国際生活機能分類) P651 (P453参照)
- (2)要介護者に生じる疾病を

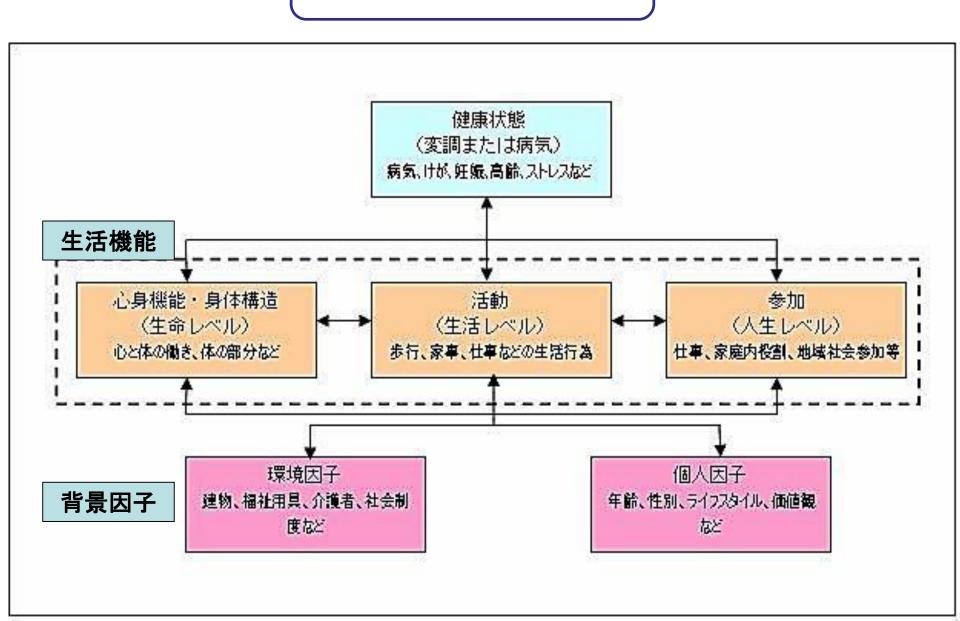
"生活機能障害"としてとらえる

生活機能障害が原因で高まるリスクに対し多方面 からアプローチする

P454 ICFを活用した支援例 参照

## 参考

## ICFモデル



- 3 医療専門職からの情報収集 P652
- (1)医療専門職からの情報収集、情報提供
- (2)サービス担当者会議等における多職種協働
- サービス担当者からの意見を介護サービス原案に反映させる
  - ・役割分担を明確にする
  - ・所属が様々である社会資源(サービス事業者、援助者、制度)を つなぐ
  - ケアマネジメントのための地域のネットワークつくり
  - ・地域ケア会議の参加

4 介護職からの情報収集 P653

(1)サービス提供の経過を知る

(2)情報の集約や医療者への伝達

モニタリングなどで収集 した**生活情報**を伝える。 P653表10-4-2

5、多職種協働において介護支援専門員が果たす

ハブ機能 P653

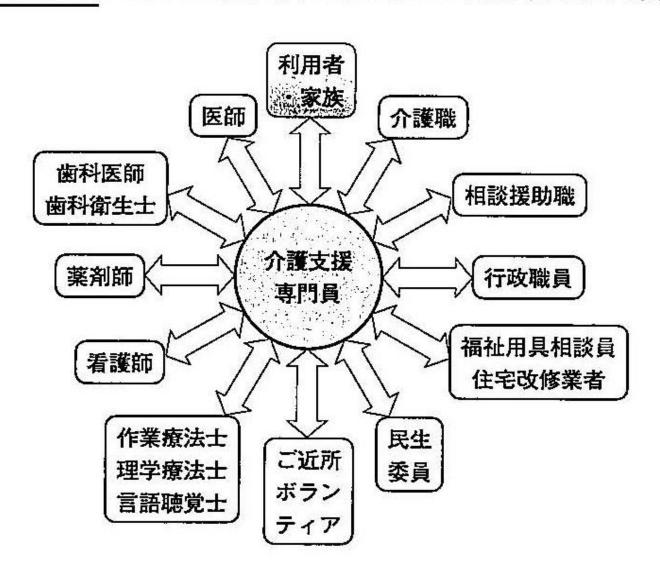
(1)利用者情報は介護支援専門員に集まる

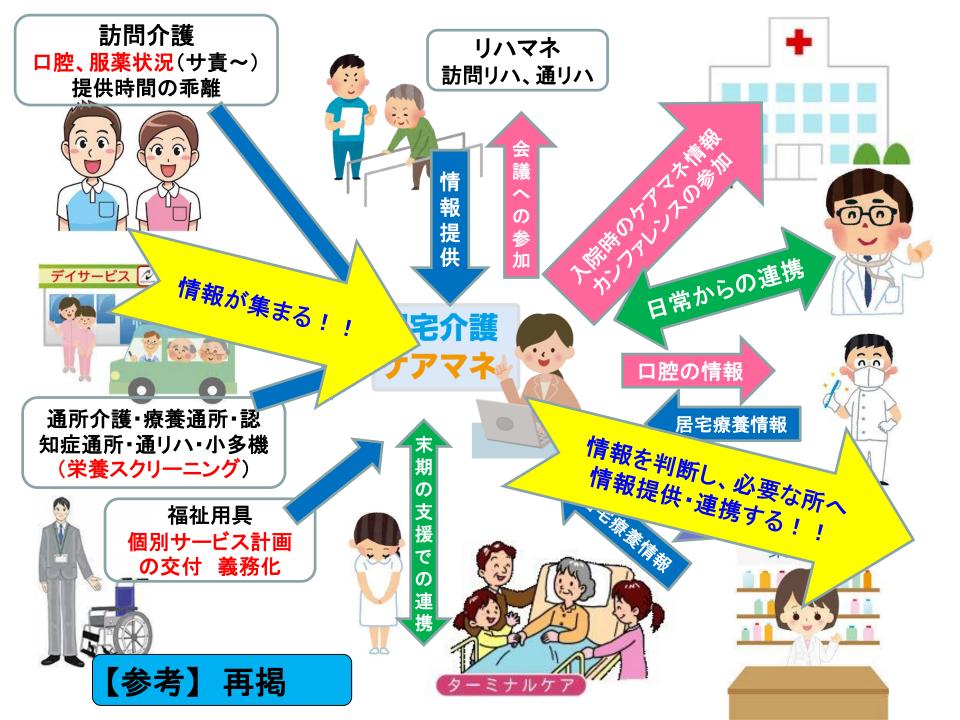
居宅サービス計画書⇔個別サービス計画書

居宅療養管理指導(医師・薬局など)からの情報提供

(2)ハブ機能(中継基地機能)を果たす

### 図10-4-2 介護支援専門員が果たすハブ機能(中維基地機能)





6 地域における顔の見える関係づくりと「規範的統合」 P654

- (1)他職種との関係を深める
- (2)規範的統合を理解する

- ●連携する専門職種に尊敬の念を持つ
- ●会議や研修の席上で(異なる意見を述べることは 構わないが)他の参加者を批判する言動は避け る
- ●情報を共有する場合、冗長に記載するのではなく、客観的な情報を簡潔に記載するよう心がける
- ●専門用語や略語の使用など、他領域の職種がわからないような表現は使用しない
- ●介護支援専門員主導で主治医を変更することは 御法度である
- ●救急車をタクシー代わりに使用することは厳に慎む む

- 7 医療介護連携に基づくケアマネジメントの意義 P655
- (1)危機の予測や変化への対応
  - ・リスク管理⇒ケアプランへ位置づけ
  - 入院時などの変化への対応
  - ・入院時、病院への情報連携

7 医療介護連携に基づくケアマネジメントの意義

(2)多職種協働の実際例: P655

要介護者に生じた誤嚥性肺炎の場合

\* 肺炎治療のみでなく、その後の食事、誤嚥リスクの軽減、再発予防、介護者、環境など生活全体のマネジメントが必要

## 【ミニワーク10-2】

①利用者について主治医へ相談したいとき、情報提供が必要なときに、どのような方法が良いと考えますか?

②主治医などの医師からの情報はどのように 知ることができますか?

## 第5節 在宅医療の制度や法令の概要と 医療専門職間の連携

- 1. 在宅医療の制度概要 P657
- (1)在宅医に関する制度

訪問診療・通院が困難な患者に対しあらかじめ計画を 立てて医師が居宅に赴き診療

往診・・患者の求めに応じて居宅に赴き診療

在宅時医学総合管理加算

在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院

機能強化型在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院

## 参考

## 在宅療養支援診療所

【主な施設基準】① 診療所 ② 24時間連絡を受ける体制を確保している ③ 24時間往診可能である ④ 24時間訪問看護が可能である ⑤ 緊急時に入院できる病床を確保している ⑥ 連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに 適切に患者の情報を提供している ⑦ 年に1回、看取りの数を報告している

### 在宅療養支援病院

【主な施設基準】① 200床未満又は4km以内に診療所がない病院 ② 24時間連絡を受ける体制を確保している ③ 24時間往診可能である ④ 24時間訪問看護が可能である ⑤ 緊急時に入院できる病床を確保している ⑥ 連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに 適切に患者の情報を提供している ⑦ 年に1回、看取りの数を報告している

## 機能強化型在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院

【主な施設基準】① 在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置 ② 過去1年間の緊急の往診の実績を5件以上有する ③ 過去1年間の在宅における看取りの実績を2件以上有している注3:上記の要件(①~③)については、他の連携保険医療機関(診療所又は200床未満の病院)との合計でも可

## 第5節 在宅医療の制度や法令の概要と 医療専門職間の連携

- 1. 在宅医療の制度概要
- (2)訪問看護に関する制度
  - •24時間対応体制加算
  - ・機能強化型訪問看護ステーション

## 参考

## 機能強化型訪問看護ステーション

令和2年度診療報酬改定 Ⅲ-3 質の高い在宅医療・訪問看護の確保 -5

### 訪問看護提供体制の充実

#### (参考)機能強化型訪問看護ステーションの要件等

	機能強化型 1	機能強化型 2	機能強化型 3			
	ターミナルケアの実施や、重症児の受入	地域の訪問看護の人材育成等の役割を評価				
月の初日の額※1	12,530円	9,500円	8,470円			
看護職員の数・割合※2	常勤7人以上( <u>1人は常勤換算可</u> )、 <u>6割以上</u>	5人以上(1人は常動換算可)、6割以上	4人以上、6割以上			
24時間対応	24時間対応体制加算の届出 + 休日、祝日等も含めた計画的な訪問看護の実施					
重症度の高い利用者の 受入れ	別表7の利用者 月10人以上	別表7の利用者 月7人以上	別表 7・8 の利用者、精神科重症患者 or 複数の訪看STが共同して訪問する利用者 月10人以」			
9ーミナルケアの実施、 重症児の受入れ*3	以下のいずれか ・ターミナル 前年度20件以上 ・ターミナル 前年度15件以上 + 重症児 常時4人以上 ・重症児 常時6人以上	以下のいずれか ・ターミナル 前年度15件以上 ・ターミナル 前年度10件以上 + 重症児 常時3人以上				
介護・障害サービスの 計画作成	以下のいずれか ・居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置 + 特に医療的な管理が必要な利用者の1割程度に ・特定相談支援事業所 or 障害児相談支援事業所を同一 + サービス等利用計画 or 障害児支援利用計画の					
地域における人材育成等	地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のた	以下のいずれも満たす ・地域の医療機関や訪看STを対象とした研修 年2回 ・地域の訪看STや住民等への情報提供・相談の実績 ・地域の医療機関の看護職員の一定期間の勤務実績				
医療機関との共同		THE STATE OF THE S	以下のいずれも満たす ・退院時共同指導の実績 ・併設医療機関以外の医師を主治医とする利用者が 1割以上			

- ※1 機能強化型訪問看護管理療養費を届け出ていない場合は、7,440円。
- ※2 看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)の割合は、看護師等(看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)に占める看護職員の割合。令和3年3月末までの経過措置あり。
- ※3 重症児の受入れ数は、15歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数。

## 第5節 在宅医療の制度や法令の概要と 医療専門職間の連携

2. 医療連携にかかる居宅介護支援の介護報酬

P658

- (1)入院時情報連携加算
- (2)退院・退所加算
- (3)緊急時等居宅カンファレンス加算
- (4)ターミナルケアマネジメント加算
- (5)配置医師緊急事対応・看取り介護加算

### 参考

### 【入院時における医療機関との連携促進】

- i 居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者に対して、入院時に担当のケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供することを義務付ける⇒重要事項説明書に明記する
- ii **入院時情報連携加算**について、入院後3日以内の情報提供を新たに評価するとともに、情報提供の方法による差は設けないこととする
  - ・入院時情報連携加算(1)200単位/月 入院後3日以内に情報提供
  - 入院時情報連携加算(2)100単位/月 入院後7日以内に情報提供

## 参考

【退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携促進】

- i 退院・対処時におけるケアプランの初回作成の手間を明確に評価する
- ii 医療機関等との連携回数に応じた評価とする
- iii 医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合を上乗せで評価する

退院·退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって 医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の 利用に関する調整を行った場合に算定する

#### 17. 居宅介護支援 ②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント

#### 概要

※介護予防支援は含まない

ア ケアマネジメントプロセスの簡素化

著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、 サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。【省令改正】

イ 頻回な利用者の状態変化等の把握等に対する評価の創設

末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常 よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者 の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合を新たに評価する。

#### 単位数

〇イについて

く現行> <改定後>

ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月(新設) なし

#### 算定要件等

**くイについて>** 

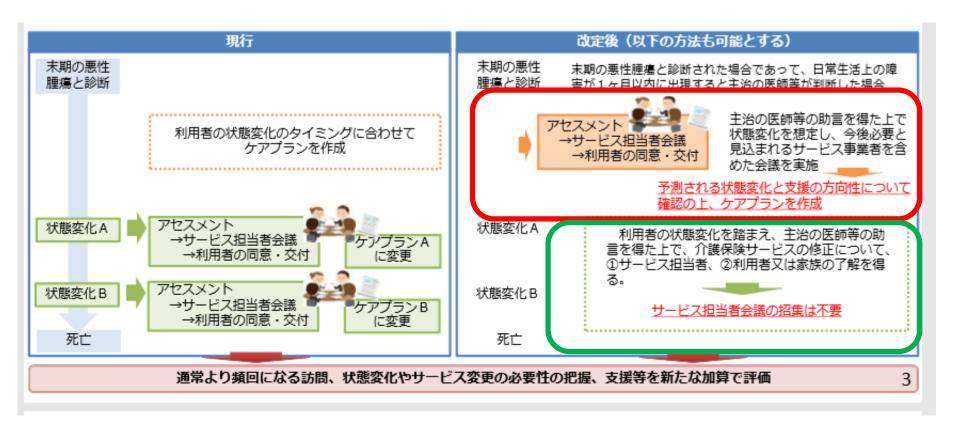
- 分対象利用者
  - ・末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含 **đ**:)
- ○算定要件
  - 24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
  - ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等 の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施
  - ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅 サービス事業者へ提供 165 社保審一介護給付費分科会

第158回(H30.1.26)

参考資料 1

## 末期の悪性腫瘍患者に対するケアマネジメント

著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。



## 第5節 在宅医療の制度や法令の概要と 医療専門職間の連携

- 3 医行為に関連する法律や制度 P660
- (1) 医行為ではないと考えられる行為

医師法第17条

歯科医師法第17条

保健師助産師看護師法第31条

## 参考

#### 医行為でないもの

- ① 体温計により腋下で体温を測定すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温 を測定すること
- ② 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- ③ 動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること(新生児以外の者であって入院治療の必要がない者に対して)
- ④ 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む)
- ⑤ あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師または 歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導のうえ、看護職員の保健指導・助言を遵守した 医薬品の使用を介助すること(具体的には、皮膚への軟膏の塗布、皮膚への湿布の貼 付、点眼薬の点眼、一包化された内服薬の内服、肛門からの坐薬挿入または鼻腔粘膜 への薬剤噴霧を介助すること)

## 第5節 在宅医療の制度や法令の概要と 医療専門職間の連携

- 3. 医行為に関連する法律や制度
- (2)介護職員等が実施する喀痰吸引等制度 認定特定行為業務従事者(都道府県認定) 喀痰吸引等研修

- ・不特定多数の者に対する研修 1号・2号研修
- •特定の者に対する研修 3号研修

# 第5節 在宅医療の制度や法令の概要と 医療専門職間の連携

4. 医療専門職間の連携

- P662
- (1)医師と訪問看護師の連携
  - •訪問看護指示書
  - ・医療保険が優先される場合
    - ①特別訪問看護指示書
      - (14日間を限度、急性憎悪時など頻回な訪問が 必要な場合)
    - ②厚生労働大臣が定める疾病など (末期の悪性腫瘍、難病・人工呼吸器 など)

### 参考

算定日数

制限無し

### 医療保険と介護保険の訪問看護対象者のイメージ(図)

#### 【医療保険】

#### 【介護保険】

小児等40歳未満の者、 要介護者・要支援者 以外

(原則週3日以内)

要支援者·要介護者

限度基準額内 無制限 (ケアプランで定める)

厚生労働大臣が定める者 (特掲診療料・別表第7※1)

特別訪問看護指示書<sup>注)</sup>の交付を受けた者 有効期間:14日間 (一部、2回交付可<sup>※2</sup>)

厚生労働大臣が 定める者 (特掲診療料・ 別表第8<sup>※3</sup>

認知症以外の精神疾患

#### ※1:別表第7 末期の悪性腫瘍

多発性硬化症 重症筋無力症 スモン 筋萎縮性側素硬化症 脊髄小脳変性症 バンチントン病 進行性筋ジストロフィー症 パーキンソンス関連疾患 タる気持高線症 プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症 優性炎症性脱髄性多発神経炎 緩天性免疫不全症候群 顕髄振傷 人工呼吸器を使用している状態

#### ※2:特別訪問看護指示書を月2回交付できる者 (有効期間:28日間)

- 気管カニューレを使用している状態にある者
- 真皮を超える褥瘡の状態にある者

#### 注):特別訪問看護指示書

患者の主治医が、診療に基づき、急性増悪等により一時的 に頻回(適4日以上)の訪問者護を行う必要性を認め、 訪問者護ステーションに対して交付する指示量。

#### ※3:別表第8

- 1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者

在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酵素療法指導管理

在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理

在宅自己導尿指導管理

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理

在宅自己疼痛管理指導管理

- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

社保審一介護給付費分科会

第142回 (H29.7.5)

参考資料 2

## 第5節 在宅医療の制度や法令の概要と 医療専門職間の連携

- 4 医療専門職間の連携 P662
- (2)医師と薬剤師の連携 在宅患者訪問薬剤管理指導 (居宅療養管理指導)
- (3) 医師とリハビリテーション専門職の連携 訪問看護ステーションから 病院、診療所、老健など医療機関から \* 医師からの指示の流れが異なる事に留意する

## 第5節 在宅医療の制度や法令の概要と 医療専門職間の連携

(4)医師と管理栄養士の連携 居宅療養管理指導

(5)歯科医師と歯科衛生士の連携 居宅療養管理指導

(6)医療機関間の連携

P664~

- 1. 個人情報の保護に関する法律とガイドライン
- 2. 介護事業者が行う措置
- 3. 同意を得る方法
- 4. 個人情報の取扱い

P664~

1、個人情報の保護に関する法律とガイドライン 「医療介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱い に関するガイダンス」

(平成29年4月14日 個人情報保護委員会 厚生労働省・令和2年10月一部改正)

「個人情報の保護に関する法律」を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」を基礎とし、法第6条及び第8条の規定に基づき、法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示すもの

2、介護事業者が行う措置

P664~

- ・個人情報保護方針、法令の遵守
- •就業規則、雇用時の誓約書
- 個人情報の収集、利用及び提供
- ・安全管理措置・セキュリティ対策
- •開示請求への対応

3、同意を得る方法契約時の文書による同意

P664~

### 4、個人情報の取り扱い

個人情報保護の義務は公共の場や家庭などの私的な場などあらゆる場面に生じる。

マニュアルやルールを守るために日頃からの周知=定期的な研修や声掛けを繰り返し行い周知徹底することが必要。 個人の倫理観=ケアマネジャーとしての職業倫理

## 【ミニワーク10-3】

- ①退院・退所加算とはどのようなものですか?利用者に関する必要な情報にはどのようなものがありますか?
- ②個人情報の使用の同意はどのように行いますか? 個人情報を使用する場合はどのような場合ですか?

## 10章のまとめ

- 医療との連携は不可欠
- 多職種協働の意義、多職種間の情報共 有の重要性を理解する
- ハブ機能としての役割を自覚
- 個人情報を適切に扱う。多職種協働における個人情報の共有にあたっては、利用者・家族の同意を得る

## 医療との連携は不可欠!! より良い関係を構築するコミュニケーション

- 日頃からの関係作りを心掛ける

『<u>顔の見える関係</u>』『担当CMになった事の連絡』

- →連携がスムーズになる
- 場面に応じて連絡方法を考える

『アポイントをとる』『FAX・メール・TEL』

主治医の都合に合わせた時間

緊急時は躊躇せず電話!→日頃の良い関係が・・

・連絡内容を簡潔にまとめる

『何を伝えるのか』『何を聞きたいのか』

## 参考

### 情報通信機器を用いたカンファレンス等の推進

#### 情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直し

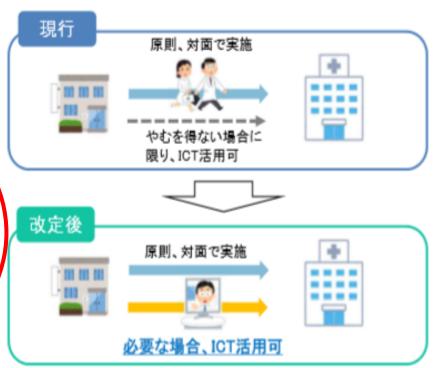
▶ 情報通信機器を用いたカンファレンスや共同指導について、 日常的に活用しやすいものとなるよう、実施要件を見直す。



#### 【対象となる項目】

- · 感染防止対策加算 入退院支援加算1
- · 退院時共同指導料1·2 注1
- · 退院時共同指導料2 注3
- 介護支援等連携指導料
- 在宅患者訪問看護·指導料 注9
- · 同一建物居住者訪問看護·指導料 注4
- 在宅患者緊急時等カンファレンス料
- 在宅患者訪問褥瘡管理指導料

(訪問看護療養費における在宅患者緊急時等カン マアレンス加算及び退院時共同指導加算も同様)



## 会議や多職種連携におけるICTの活用

- ・運営基準において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。)について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。
- ・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。↓ ↓ ↓

連携や他職種協働に求められる事、方法の変化。 状況に応じながら適切な連携を行っていく

## 連携の基本は・・

### 1.制度を理解する

利用者の生活は介護保険制度だけではなく、多くの制度が支えることで支援できる。

- 2.職種の理解・医療機関ごとの違いの理解
  - 連携する職種がどのような業務を行っているのかの理解、
  - 病院ごとのルールを理解することが必要
- 3.サービスの理解

介護サービスの使い方や内容を理解する

連携する相手の 考え・立場・役割 を理解する

医療機関も介護事業者もそれぞれのルール・目的に沿い 業務を行っている。

相互理解・尊重が連携において重要である